

岩城小学校いじめ防止基本方針

【いじめに対する基本的な考え】

『いじめ』は、被害者はもちろん、加害者にとっても辛く悲惨なものであること」「いじめはどの学校でも起こりうるものであること」を全職員が共通認識し、「いじめは決して許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめの問題は学校を含めた社会全体の問題である」といった基本姿勢を全校児童と保護者に伝えていき、学校・保護者の共通理解・共通認識のもと組織的な対応を図りつつ、かつ地域や関係機関との連携を図り積極的な取り組みを推進していく。

【いじめ対策委員会】

校長，教頭，教務主任，研究主任，生徒指導主事，学年主任，特別支援教育主任，道徳主任，特別活動主任，養護教諭

【いじめの防止】

- ① いじめについての具体的な行為(仲間はずれ，無視，暴力，恐喝，悪口など)について児童や保護者に示し，いじめについての理解と啓発を図っていく。
- ② 全職員で「いじめ防止基本方針」の内容を共通理解し，「いじめを生まない」「いじめをしない」「いじめを見て見ぬふりをしない」ことに結び付く活動を各教科，道徳，特別活動等年間を通して計画的に系統的に取り入れる。
- ③ 日々の学校生活全般において，全職員が生徒指導の三機能(自己存在感の認識・共感的人関係の構築・自己決定の場の設定)を生かした指導を継続し，授業改善に積極的に取り組む。
- ④ 全職員で，児童とふれあう場を意図的に設定するとともに，日常の中で児童について語り合う場をもつようにする。

【早期発見】

- ① 学級担任のみでなく，担任外の職員も一人一人の児童について観察しながら情報交換を行っていく。
- ② 児童とのふれあいの中で，一人一人の表情やつぶやき，遊びのグループの様子等を注意深く観察していく。
- ③ 年2回実施している学校生活アンケートで，学級に対する満足度や活動に対する意欲またいじめの有無について把握する。
- ④ 連絡帳や面談などを通して，気になる子供の変容などの情報を常に保護者から得ることができるようにする。

【いじめに対する措置】

- ① いじめの情報や気付きがあった場合は，すぐに学級担任や生徒指導担当者が中心になり，情報を集める。いじめの被害児童や加害児童，見聞きした児童，関係職員等から詳細な情報を聴き取り事実確認をする。
- ② 「いじめ対策委員会(校長，教頭，生徒指導主事，学級担任，学年主任，養護教諭，関係機関等)」において，情報を共有し共通理解を図って上で，役割分担をしながら指導・支援方法や対応策を検討・確認する。
- ③ 被害児童に対し，「全力で守る」ことを伝え，寄り添いながら励ます。具体的な支援案を提示し選択させる。
- ④ 加害児童に対して事実関係を確認しながら全体状況を明らかにする。そして「いじめの行為は絶対に認められない」という毅然とした態度をとりながらも，加害児童の内面の切なさも受け止めていく。さらに，被害児童との関係修復に向けて自分ができることを考えるようにさせる。
- ⑤ いじめの事実を両保護者に伝え，今後の指導・支援について確認する。特に被害児童の保護者には，ニーズを聴きながら話し合う。また，指導の経過を随時報告しながら，家庭の協力を仰ぐ。

【保護者や地域との連携】

- ① 連絡帳を通じて日常的に保護者から児童の様子について情報を得る。
- ② PTA校外指導部会で，地域における児童の様子や課題を話し合う。
- ③ 登下校巡視ボランティアの方や民生児童委員の方との情報交換会を定期的に開催し地域での児童の様子を知る。

【関係諸機関との連携】

- ① 警察や児童相談所と連携を図るため，生徒指導研究推進会議での情報交換の内容を全職員で共有する。
- ② 外部機関との窓口を設け，必要に応じて医療機関，福祉機関等との連携を図る。